

## 議 題

「一般社団法人 神奈川県剣道連盟 段位審査規則の改定」について

## 【改正内容】

一般社団法人 神奈川県剣道連盟 段位審査規則（資料 2-2）を以下のとおり改定する。

## 1. 第4条 審査方法

第二次審査不合格者の再受審の規定を追加する。

従前に実施していたが、規則に規定されていなかったため。

ただし、受審者に不利益にならないよう、遡って令和6年4月1日施行とする。

## 2. 第6条 段位審査の受審資格

別表1を改定する。

(改定理由)

全剣連の修行年限の改定に伴うもの。

高齢者（65歳以上）に対する修行年限の短縮規定を付加する改定（五段以下）

(施行日)

令和8年4月1日

ただし、全剣連剣道称号・段位審査規則改定をもって施行とする。

## 3. 第7条 段位審査に伴う審査料、登録料

別表2、別表3を改定する。

(改定理由)

(1) 別表2・別表3-1の全剣連納入額は、消費税を加算した金額とする。

(2) 別表3-2、別表3-3は、全剣連の四段以上の登録料改定に伴い改定する。

(施行日)

令和8年4月1日

ただし、(2)の別表3-2、3-3は全剣連称号・段位登録料改定をもって施行とする。

## 4. 全剣連

「剣道・居合道・杖道 称号・段位登録料、段級位審査規則」改定スケジュール

令和8年2月21日・22日 剣道研究会

令和8年3月5日 理事会（機関決定）

機関決定後 全剣連会長による通達文書発信

## 全日本剣道連盟称号・段位委員会からの調査依頼

全日本剣道連盟称号段位委員会 委員長 古川 和男

令和7年3月に改定された65歳以上の方々の六・七・八段の修業年限短縮に伴い、複数の都道県剣道連盟から、四・五段の修業年限短縮もお願いしたい旨の要望が出ています。

これを受け全剣連称号・段位委員会では、以下のような案を策定しました。

つきましては、都道府県剣道連盟の皆様においては、下記の内容についてご検討ください。

- 65歳以上の方対象

(受審資格) 規則第17条の改定案

- 二段 初段受有後1年以上修業した者
- 三段 二段受有後1年以上修業した者
- 四段 三段受有後2年以上修業した者
- 五段 四段受有後2年以上修業した者

上記の内容について、ご意見があれば令和7年12月12日(金)までにメール(syutan@kendo.or.jp)、郵送、ファックス(03-3234-6007)など適宜の方法で全日本剣道連盟事業部宛てにご連絡ください。

令和7年11月18日

## 登録料の改定に関するご意見伺い

全日本剣道連盟 副会長兼専務理事 中谷 行道

全剣連では1997年以降現在まで28年間にわたり値上げを実施しておりません。しかしながら近年の急速な物価高騰などにより、現在の審査登録料収入では費用を賄えなくなり登録料の改定を検討しています。

具体的には四段以上の各段位と各称号の登録料を改定する方針で、改定幅は1997年以降の物価上昇率と同程度の2割弱(17.9%)を想定しております。

つきましては、都道府県剣道連盟の皆さまにおかれましては以下の改定案についてご検討をお願い致します。

### <改定案>

#### 現在の審査料・登録料

	受審料	登録料
四段		¥6,000
五段		¥9,000
六段	¥6,000	¥22,500
七段	¥7,000	¥37,500
八段	¥8,000	¥52,500
鍊士	¥7,000	¥30,000
教士	¥10,000	¥45,000
範士		¥75,000

変更なし

#### 改定案

登録料改定案	改定額	改定率
→ ¥7,000	¥1,000	16.7%
→ ¥10,000	¥1,000	11.1%
→ ¥26,000	¥3,500	15.6%
→ ¥44,000	¥6,500	17.3%
→ ¥65,000	¥12,500	23.8%
→ ¥33,000	¥3,000	10.0%
→ ¥52,000	¥7,000	15.6%
→ ¥100,000	¥25,000	33.3%

平均 改定率 17.9%

上記の内容につきまして、ご意見があれば令和7年12月12日(金)までにメール(torokukaitei@kendo.or.jp)、郵送、ファックス(03-3234-6007)など適宜の方法で全日本剣道連盟 総務部宛にご連絡ください。

なお、登録料の改定は理事会(R8/3開催予定)での決議を経て令和8年度審査会からの適用を予定しています。従いまして、貴連盟にて今年度内に来年度実施の審査要項を発表される場合はこの点へのご配慮(登録料は「未定」とする、記載しない等)をお願い致します。

以上

令和7年12月18日

各都道府県剣道連盟 事務局長様

全日本剣道連盟 総務部 遠藤

### 「登録料改定手続き推進のお願いについて」

平素は全剣連の活動に対してご高配を賜りありがとうございます。

先般、全剣連から実施しました「登録料の改定に関するご意見伺い」のご検討有り難うございました。結果として都道府県剣道連盟から賛同を得ることができました。頂戴した幾つかの懸念や要望につきましては、今般の常任理事会（12/17開催済）に報告して対応策を協議いたしました。

一部の連盟から「登録料改定に関わるシステム変更と会員周知に時間を要する」とのご意見がありました。この問題に対しては、同日の常任理事会において、「来るR8/3/5理事会にて承認されることを停止条件として、速やかに登録料改定の準備を進めていただいてはどうか」との意見がありました。つきましては、都道府県剣道連盟におかれましては登録料改定に関わるシステム変更や会員周知などの手続き推進のほど何卒宜しくお願ひ致します。

（注）4月以降に実施する審査会の案内時には、登録料の値上げがあることをお伝えください。

以上

令和8年2月4日

全日本剣道連盟

## I. 登録料改定の概要とお願い

### 1. 登録料の変遷と情勢の変化

- 全剣連では 1997 年以降、事業拡大や剣道人口減少などにより大幅赤字の時期（2017~18 年）を迎えたものの、事務所スペースの縮小および各種講習会の見直しなど全剣連を挙げた経費削減努力の結果、現在は収支均衡の状態まで回復することができました。
- しかし、昨今の激しい物価上昇の中でさらなる人口減などに伴い、この先、全剣連の健全な事業運営には収入の約 7 割を支える審査関係の増額改定が不可避であるとの判断に至りました。

### 2. 登録料の増額改定案

- 剣道人口減少への影響をできるだけ避けるべく審査料には手を付けず、また若年層が主体である初段から三段までの登録料の値上げを回避し、四段以上および各称号の登録料のみを増額改定することとしました。
- 増額改定幅は、1997 年以降の物価上昇率である 2 割弱程度を目安とします。

### 3. 各都道府県への意見照会結果

上記の方針に基づき昨年 12/12 締切で、各都道府県連盟に対して「ご意見があればご連絡ください」と意見照会を実施したところ、次のような結果となりました。

#### (1) 同意意見

「増額改定はやむを得ない」「賛成する」が 6 件、「意見無し（賛同）」が 4 件寄せられ、その他 37 都道府県は無回答でした。【反対意見は皆無】

#### (2) 懸念や要望事項

改定について基本同意の上で、次のような懸念や要望が寄せられ、それぞれ  
「▶」以下の通りご説明して同意を得ております。

①称号取得を控える人が少なからずおり、教士号登録料についてもう少し検討頂ければと思う。／六・七段は年齢特例で受審者増が顕著だが、これに水を差す結果とならないかやや懸念がある。

▶現在の、70 歳以上の登録料は 1/2 に減額する措置を継続することで、教士号対象者も多い高齢者の負担軽減策とする。

②四段以上とする理由が不明であり、物価高騰が理由なら初段からの値上げとす

ればどうか。別途理由があればご教示を願いたい。

►特に剣道人口減少が顕著な若年層に配慮し、全剣連としては三段以下受審者への負担を増やさぬ方針で臨みたい。

③当連盟の理事会による規約改正等が必要なため、他の連盟から同じ要望が多ければ「令和9年度又は令和8年度の開始延期」とされると有り難い。／システム変更や会員周知の時間が短いので令和9年度でお願いしたい。

►実施時期繰下げ要望はこの2件のみ、その他全て来年度から実施に同意であったので、令和8年度当初からの改定を目指す。但し、都道府県における改定手続きの支障を減らすべく、「R8/3/5 全剣連理事会にて承認されることを停止条件として、登録料改定時の準備を進められたい」という趣旨の依頼を直ちに発信する。(R7/12/18 発信済み)

④支部も出費が増えているが、(全剣連の値上げに加えて)支部での増額を含めると高額になった印象がぬぐえず頭が痛い。

►各都道府県におかれましては共通の課題だと承知しておりますが、何卒宜しくお願い致します。

#### 4. 今後の手順

改定の実施につきましてこの先は、「剣道研究会における議論 (R8/2/21-22) ~理事会における機関決定 (R8/3/5: 改定額を含め最終決定) ~全剣連会長による通達文書発信」という手順にて都道府県各位にご連絡申し上げる予定です。

本件につきまして、会員への周知や審査・登録における手続きへの反映などお手数お掛けしますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

#### II. 20WKC ご支援のお願い

○来年5月の日本開催 20WKC は全剣連が主管となります。参加国・選手団は着実に増加していることもあり、臨時に大きな資金需要が発生します。

○つきましては、各都道府県連盟におかれましてはご理解ご協力のほど是非とも宜しくお願い致します。

○なお本件は、既に実施しております WKC 応援クラブを加味しながらご検討を頂ければと存じます。

以上

一般社団法人神奈川県剣道連盟 段位審査規則

第 1 条 当法人の事業のうち、五段以下の審査を、全日本剣道連盟より委託を受け、同連盟の称号・段位審査規則にもとづき、本法人で定める本規則によりおこなう。

第 2 条 五段及び四段の段位審査は、教士七段以上の審査員 6 名を以て組織し、4 名以上の票決を得なければならない。

第 3 条 三段以下の段位審査は、錬士六段以上の審査員 5 名を以て組織し、3 名以上の票決を得なければならない。

第 4 条 審査方法は次のとおりとする。

- (1)第一次審査においては実技を課し、合格者は第二次審査を受けることができる。
- (2)第二次審査においては学科及び形の審査を課する。ただし特別な事情のある場合はこれを省略することができる。

2 社会体育指導者初級の者は、五段の学科審査を免除する。

註 全日本剣道連盟剣道称号段位実施要領「段位審査の方法」4. より

第 5 条 段位審査の結果、その合格者に対して本法人会長が所定の登録料と引替えに仮合格証書を附与し、全日本剣道連盟会長に上申の後、同連盟会長名の段位証書を交付する。

第 6 条 段位審査の受審資格は別表1のとおりとする。ただし、受審者は、本連盟会員で、所属する支部を通じて申し込み、審査料、年度会費の納入を終了した者に限る。

2 個人会員は直接法人事務局へ同様の手続きにより申し込むことができる。

3 他の都道府県から新たに本法人に加入した二段以上の受審者について、現段位を他の都道府県において受審取得し、新たに本法人の審査を受けようとする者は、新たに入会した本法人支部会長の証明する受審理由書を添付しなければならない。

第 7 条 段位審査に伴う審査料、登録料は別表2、別表3に定める。

一般社団法人神奈川県剣道連盟 段位規則改定

【新旧対照表】

新	旧
一般社団法人神奈川県剣道連盟 段位審査規則	一般社団法人神奈川県剣道連盟 段位審査規則
<p>第 1 条 当法人の事業のうち、五段以下の審査を、全日本剣道連盟より委託を受け、同連盟の称号・段位審査規則にもとづき、本法人で定める本規則によりおこなう。</p> <p>第 2 条 五段及び四段の段位審査は、教士七段以上の審査員6 名を以て組織し、4名以上の票決を得なければならない。</p> <p>第 3 条 三段以下の段位審査は、鍊士六段以上の審査員5 名を以て組織し、3 名以上の票決を得なければならない。</p> <p>第 4 条 審査方法は次のとおりとする。</p> <p>(1)第一次審査においては実技を課し、合格者は第二次審査を受けることができる。</p> <p>(2)第二次審査においては学科及び形の審査を課する。ただし特別な事情のある場合はこれを省略することができる。</p> <p>2 社会体育指導者初級の者は、五段の学科審査を免除する。</p> <p>註 全日本剣道連盟剣道称号段位実施要領「段位審査の方法」4. より</p> <p><b>3 第一次審査に合格し、第二次審査の不合格者は、当該審査日から1年以内に第二次審査を再受審することができる。</b></p> <p>第 5 条 段位審査の結果、その合格者に対して本法人会長が所定の登録料と引替えに仮合格証書を附与し、全日本剣道連盟会長に上申の後、同連盟会長名の段位証書を交付する。</p>	<p>第 1 条 当法人の事業のうち、五段以下の審査を、全日本剣道連盟より委託を受け、同連盟の称号・段位審査規則にもとづき、本法人で定める本規則によりおこなう。</p> <p>第 2 条 五段及び四段の段位審査は、教士七段以上の審査員6 名を以て組織し、4名以上の票決を得なければならない。</p> <p>第 3 条 三段以下の段位審査は、鍊士六段以上の審査員5 名を以て組織し、3 名以上の票決を得なければならない。</p> <p>第 4 条 審査方法は次のとおりとする。</p> <p>(1)第一次審査においては実技を課し、合格者は第二次審査を受けることができる。</p> <p>(2)第二次審査においては学科及び形の審査を課する。ただし特別な事情のある場合はこれを省略することができる。</p> <p>2 社会体育指導者初級の者は、五段の学科審査を免除する。</p> <p>註 全日本剣道連盟剣道称号段位実施要領「段位審査の方法」4. より</p> <p>第 5 条 段位審査の結果、その合格者に対して本法人会長が所定の登録料と引替えに仮合格証書を附与し、全日本剣道連盟会長に上申の後、同連盟会長名の段位証書を交付する。</p>

<p>第 6 条 段位審査の受審資格は別表1のとおりとする。ただし、受審者は、本連盟会員で、所属する支部を通じて申し込み、審査料、年度会費の納入を終了した者に限る。</p> <p>2 個人会員は直接法人事務局へ同様の手続きにより申し込むことができる。</p> <p>3 他の都道府県から新たに本法人に加入了した二段以上の受審者について、現段位を他の都道府県において受審取得し、新たに本法人の審査を受けようとする者は、新たに入会した本法人支部会長の証明する受審理由書を添付しなければならない。</p> <p>第 7 条 段位審査に伴う審査料、登録料は別表2、別表3に定める。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、令和7年4月1日より施行する。</p> <p>この規則は、令和8年4月1日より施行する。</p> <p>なお、第4条第3項は令和6年4月1日より施行する。</p>	<p>第 6 条 段位審査の受審資格は別表1のとおりとする。ただし、受審者は、本連盟会員で、所属する支部を通じて申し込み、審査料、年度会費の納入を終了した者に限る。</p> <p>2 個人会員は直接法人事務局へ同様の手続きにより申し込むことができる。</p> <p>3 他の都道府県から新たに本法人に加入了した二段以上の受審者について、現段位を他の都道府県において受審取得し、新たに本法人の審査を受けようとする者は、新たに入会した本法人支部会長の証明する受審理由書を添付しなければならない。</p> <p>第 7 条 段位審査に伴う審査料、登録料は別表2、別表3に定める。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、令和7年4月1日より施行する。</p>
---	---

別表1 受審者はつぎの年限を経過し、かつ年齢の条件にかなうこと。

受審段位	現有段・級位	受有期間等
初 段	一級受有者	註 1
二 段	初段受有者	1 年以上
三 段	二段受有者	2 年以上
四 段	三段受有者	3 年以上
五 段	四段受有者	4 年以上

註1 満13歳以上の者、基準日は受審日当日、受有期間不問

別表2 審査料

単位:円

段位 称号	本人支出額	内 訳		支部交付金
		全 剑 連	県 剑 連	
初 段	5,000		3,500	1,500
二 段	6,000		4,500	1,500
三 段	7,000		5,500	1,500
四 段	12,000		9,000	3,000
五 段	14,000		11,000	3,000
六 段	16,000	6,000	7,000	3,000
七 段	18,000	7,000	8,000	3,000
八 段	21,000	8,000	9,000	4,000
鍊 士	17,000	7,000	8,000	2,000
教 士	24,000	10,000	10,000	4,000
範 士				

別表3 登録料

単位:円

段位 称号		本人支出額	内訳		支部交付金
			全 剑 連	県 連	
初 段	69歳以下	7,300	2,300	3,500	1,500
	70歳以上	3,650	1,150	1,750	750
二 段	69歳以下	9,000	3,000	4,500	1,500
	70歳以上	4,500	1,500	2,250	750
三 段	69歳以下	11,000	4,500	5,000	1,500
	70歳以上	5,500	2,250	2,500	750
四 段	69歳以下	17,000	6,000	8,000	3,000
	70歳以上	8,500	3,000	4,000	1,500
五 段	69歳以下	23,000	9,000	11,000	3,000
	70歳以上	11,500	4,500	5,500	1,500
六 段	69歳以下	39,000	22,500	13,000	3,500
	70歳以上	19,500	11,250	6,500	1,750
七 段	69歳以下	59,000	37,500	17,500	4,000
	70歳以上	29,500	18,750	8,750	2,000
八 段	69歳以下	92,000	52,500	34,500	5,000
	70歳以上	46,000	26,250	17,250	2,500
鍊 士	69歳以下	57,000	30,000	20,000	7,000
	70歳以上	28,500	15,000	10,000	3,500
教 士	69歳以下	72,000	45,000	20,000	7,000
	70歳以上	36,000	22,500	10,000	3,500
範 士	69歳以下	110,000	75,000	24,000	11,000
	70歳以上	55,000	37,500	12,000	5,500

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日より施行する。

# 別表 1

別表1 受審者は次の年限を経過し、かつ年齢の条件にかなうこと

## 【改定理由】

- 全剣連の修行年限の改定に伴い改定する。

新			
受審段位	現有段・級位	年齢基準	受有期間等
初段	1級受有者	一	註1
二段	初段受有者	一	1年以上
三段	二段受有者	64歳以下	2年以上
		65歳以上	1年以上
四段	三段受有者	64歳以下	3年以上
		65歳以上	2年以上
五段	四段受有者	64歳以下	4年以上
		65歳以上	2年以上

註1 満13歳以上の者、基準日は受審日当日、受有期間不問

旧		
受審段位	現有段・級位	受有期間等
初段	1級受有者	註1
二段	初段受有者	1年以上
三段	二段受有者	2年以上
四段	三段受有者	3年以上
五段	四段受有者	4年以上

註1 満13歳以上の者、基準日は受審日当日、受有期間不問

## 別表 2

別表2 審査料

【改定理由】

1. 全剣連納入額の消費税を本人負担としたいため。（剣道・居合道・杖道）

新				
段位 称号	本人支出額	内 訳		支部交付金
		全剣連	県剣連	
初段	5,000	0	3,500	1,500
二段	6,000	0	4,500	1,500
三段	7,000	0	5,500	1,500
四段	12,000	0	9,000	3,000
五段	14,000	0	11,000	3,000
六段	16,600	6,600	7,000	3,000
七段	18,700	7,700	8,000	3,000
八段	21,800	8,800	9,000	4,000
鍊士	17,700	7,700	8,000	2,000
教士	25,000	11,000	10,000	4,000
範士				

旧				
段位 称号	本人支出額	内 訳		支部交付金
		全剣連	県剣連	
初段	5,000	0	3,500	1,500
二段	6,000	0	4,500	1,500
三段	7,000	0	5,500	1,500
四段	12,000	0	9,000	3,000
五段	14,000	0	11,000	3,000
六段	16,000	6,000	7,000	3,000
七段	18,000	7,000	8,000	3,000
八段	21,000	8,000	9,000	4,000
鍊士	17,000	7,000	8,000	2,000
教士	24,000	10,000	10,000	4,000
範士				

2. 剣道の再受審料の規定を追加するため。

新（追加）				
段位 称号	本人支出額	内 訳		支部交付金
		全剣連	県剣連	
初段	3,000	0	1,500	1,500
二段	4,000	0	2,500	1,500
三段	5,000	0	3,500	1,500
四段	8,000	0	5,000	3,000
五段	9,000	0	6,000	3,000

別表 3

現行・登録料（別表3関係）

剣道					
段位 称号	年齢 基準	本人 支出額	内 訳		支部 交付金
			全剣連	県剣連	
初段	69歳以下	7,300	2,300	3,500	1,500
	70歳以上	3,650	1,150	1,750	750
二段	69歳以下	9,000	3,000	4,500	1,500
	70歳以上	4,500	1,500	2,250	750
三段	69歳以下	11,000	4,500	5,000	1,500
	70歳以上	5,500	2,250	2,500	750
四段	69歳以下	17,000	6,000	8,000	3,000
	70歳以上	8,500	3,000	4,000	1,500
五段	69歳以下	23,000	9,000	11,000	3,000
	70歳以上	11,500	4,500	5,500	1,500
六段	69歳以下	39,000	22,500	13,000	3,500
	70歳以上	19,500	11,250	6,500	1,750
七段	69歳以下	59,000	37,500	17,500	4,000
	70歳以上	29,500	18,750	8,750	2,000
八段	69歳以下	92,000	52,500	34,500	5,000
	70歳以上	46,000	26,250	17,250	2,500
錬士	69歳以下	57,000	30,000	20,000	7,000
	70歳以上	28,500	15,000	10,000	3,500
教士	69歳以下	72,000	45,000	20,000	7,000
	70歳以上	36,000	22,500	10,000	3,500
範士	69歳以下	110,000	75,000	24,000	11,000
	70歳以上	55,000	37,500	12,000	5,500

居合道・杖道					
段位 称号	年齢 基準	本人 支出額	内 訳		支部 交付金
			全剣連	県剣連	
初段	69歳以下	7,300	2,300	2,500	2,500
	70歳以上	3,650	1,150	1,250	1,250
二段	69歳以下	9,000	3,000	3,000	3,000
	70歳以上	4,500	1,500	1,500	1,500
三段	69歳以下	11,000	4,500	3,250	3,250
	70歳以上	5,500	2,250	1,625	1,625
四段	69歳以下	17,000	6,000	5,500	5,500
	70歳以上	8,500	3,000	2,750	2,750
五段	69歳以下	23,000	9,000	7,000	7,000
	70歳以上	11,500	4,500	3,500	3,500
六段	69歳以下	39,000	22,500	7,000	9,500
	70歳以上	19,500	11,250	3,500	4,750
七段	69歳以下	59,000	37,500	9,250	12,250
	70歳以上	29,500	18,750	4,625	6,125
八段	69歳以下	92,000	52,500	17,750	21,750
	70歳以上	46,000	26,250	8,875	10,875
錬士	69歳以下	57,000	30,000	10,500	16,500
	70歳以上	28,500	15,000	5,250	8,250
教士	69歳以下	72,000	45,000	10,500	16,500
	70歳以上	36,000	22,500	5,250	8,250
範士	69歳以下	110,000	75,000	14,500	20,500
	70歳以上	55,000	37,500	7,250	10,250

県連

+  
支部交付金

5,000

2,500

6,000

3,000

6,500

3,250

11,000

5,500

14,000

7,000

16,500

8,250

21,500

10,750

39,500

19,750

27,000

13,500

27,000

13,500

35,000

17,500

## 【改定理由】

1. 全剣連納入額の消費税を本人負担としたいため。

剣道					
段位 称号	年齢 基準	本人 支出額	内 訳		支部 交付金
			全剣連	県剣連	
初段	69歳以下	7,530	2,530	3,500	1,500
	70歳以上	3,765	1,265	1,750	750
二段	69歳以下	9,300	3,300	4,500	1,500
	70歳以上	4,650	1,650	2,250	750
三段	69歳以下	11,450	4,950	5,000	1,500
	70歳以上	5,725	2,475	2,500	750
四段	69歳以下	17,600	6,600	8,000	3,000
	70歳以上	8,800	3,300	4,000	1,500
五段	69歳以下	23,900	9,900	11,000	3,000
	70歳以上	11,950	4,950	5,500	1,500
六段	69歳以下	41,250	24,750	13,000	3,500
	70歳以上	20,625	12,375	6,500	1,750
七段	69歳以下	62,750	41,250	17,500	4,000
	70歳以上	31,375	20,625	8,750	2,000
八段	69歳以下	97,250	57,750	34,500	5,000
	70歳以上	48,625	28,875	17,250	2,500
錬士	69歳以下	60,000	33,000	20,000	7,000
	70歳以上	30,000	16,500	10,000	3,500
教士	69歳以下	76,500	49,500	20,000	7,000
	70歳以上	38,250	24,750	10,000	3,500
範士	69歳以下	117,500	82,500	24,000	11,000
	70歳以上	58,750	41,250	12,000	5,500

居合道・杖道					
段位 称号	年齢 基準	本人 支出額	内 訳		支部 交付金
			全剣連	県剣連	
初段	69歳以下	7,530	2,530	2,500	2,500
	70歳以上	3,765	1,265	1,250	1,250
二段	69歳以下	9,300	3,300	3,000	3,000
	70歳以上	4,650	1,650	1,500	1,500
三段	69歳以下	11,450	4,950	3,250	3,250
	70歳以上	5,725	2,475	1,625	1,625
四段	69歳以下	17,600	6,600	5,500	5,500
	70歳以上	8,800	3,300	2,750	2,750
五段	69歳以下	23,900	9,900	7,000	7,000
	70歳以上	11,950	4,950	3,500	3,500
六段	69歳以下	41,250	24,750	7,000	9,500
	70歳以上	20,625	12,375	3,500	4,750
七段	69歳以下	62,750	41,250	9,250	12,250
	70歳以上	31,375	20,625	4,625	6,125
八段	69歳以下	97,250	57,750	17,750	21,750
	70歳以上	48,625	28,875	8,875	10,875
錬士	69歳以下	60,000	33,000	10,500	16,500
	70歳以上	30,000	16,500	5,250	8,250
教士	69歳以下	76,500	49,500	10,500	16,500
	70歳以上	38,250	24,750	5,250	8,250
範士	69歳以下	117,500	82,500	14,500	20,500
	70歳以上	58,750	41,250	7,250	10,250

県連 +	支部交付金
5,000	
2,500	
6,000	
3,000	
6,500	
3,250	
11,000	
5,500	
14,000	
7,000	
16,500	
8,250	
21,500	
10,750	
39,500	
19,750	
27,000	
13,500	
27,000	
13,500	
35,000	
17,500	

別表3-2 剣道登録料

## 【改定理由】

1. 全剣連の四段以上の登録料改定に伴い改定する。

新					
段位 称号	年齢 基準	本人 支出額	内 訳		支部 交付金
			全剣連	県剣連	
初段	69歳以下	7,530	2,530	3,500	1,500
	70歳以上	3,765	1,265	1,750	750
二段	69歳以下	9,300	3,300	4,500	1,500
	70歳以上	4,650	1,650	2,250	750
三段	69歳以下	11,450	4,950	5,000	1,500
	70歳以上	5,725	2,475	2,500	750
四段	69歳以下	18,700	7,700	8,000	3,000
	70歳以上	9,350	3,850	4,000	1,500
五段	69歳以下	25,000	11,000	11,000	3,000
	70歳以上	12,500	5,500	5,500	1,500
六段	69歳以下	45,100	28,600	13,000	3,500
	70歳以上	22,550	14,300	6,500	1,750
七段	69歳以下	69,900	48,400	17,500	4,000
	70歳以上	34,950	24,200	8,750	2,000
八段	69歳以下	111,000	71,500	34,500	5,000
	70歳以上	55,500	35,750	17,250	2,500
鍊士	69歳以下	63,300	36,300	20,000	7,000
	70歳以上	31,650	18,150	10,000	3,500
教士	69歳以下	84,200	57,200	20,000	7,000
	70歳以上	42,100	28,600	10,000	3,500
範士	69歳以下	145,000	110,000	24,000	11,000
	70歳以上	72,500	55,000	12,000	5,500

旧					
段位 称号	年齢 基準	本人 支出額	内 訳		支部 交付金
			全剣連	県剣連	
初段	69歳以下	7,300	2,300	3,500	1,500
	70歳以上	3,650	1,150	1,750	750
二段	69歳以下	9,000	3,000	4,500	1,500
	70歳以上	4,500	1,500	2,250	750
三段	69歳以下	11,000	4,500	5,000	1,500
	70歳以上	5,500	2,250	2,500	750
四段	69歳以下	17,000	6,000	8,000	3,000
	70歳以上	8,500	3,000	4,000	1,500
五段	69歳以下	23,000	9,000	11,000	3,000
	70歳以上	11,500	4,500	5,500	1,500
六段	69歳以下	39,000	22,500	13,000	3,500
	70歳以上	19,500	11,250	6,500	1,750
七段	69歳以下	59,000	37,500	17,500	4,000
	70歳以上	29,500	18,750	8,750	2,000
八段	69歳以下	92,000	52,500	34,500	5,000
	70歳以上	46,000	26,250	17,250	2,500
鍊士	69歳以下	57,000	30,000	20,000	7,000
	70歳以上	28,500	15,000	10,000	3,500
教士	69歳以下	72,000	45,000	20,000	7,000
	70歳以上	36,000	22,500	10,000	3,500
範士	69歳以下	110,000	75,000	24,000	11,000
	70歳以上	55,000	37,500	12,000	5,500

比較増減（新-旧）		
段位 称号	年齢 基準	本人 支出額
初段	69歳以下	230
	70歳以上	115
二段	69歳以下	300
	70歳以上	150
三段	69歳以下	450
	70歳以上	225
四段	69歳以下	1,700
	70歳以上	850
五段	69歳以下	2,000
	70歳以上	1,000
六段	69歳以下	6,100
	70歳以上	3,050
七段	69歳以下	10,900
	70歳以上	5,450
八段	69歳以下	19,000
	70歳以上	9,500
鍊士	69歳以下	6,300
	70歳以上	3,150
教士	69歳以下	12,200
	70歳以上	6,100
範士	69歳以下	35,000
	70歳以上	17,500

別表3-2

別表3-3 居合道・杖道登録料

## 【改定理由】

1. 全剣連の四段以上の登録料改定に伴い改定する。

別表3-3

新					
段位 称号	年齢 基準	本人 支出額	内 訳		支部 交付金
			全剣連	県剣連	
初段	69歳以下	7,530	2,530	2,500	2,500
	70歳以上	3,765	1,265	1,250	1,250
二段	69歳以下	9,300	3,300	3,000	3,000
	70歳以上	4,650	1,650	1,500	1,500
三段	69歳以下	11,450	4,950	3,250	3,250
	70歳以上	5,725	2,475	1,625	1,625
四段	69歳以下	18,700	7,700	5,500	5,500
	70歳以上	9,350	3,850	2,750	2,750
五段	69歳以下	25,000	11,000	7,000	7,000
	70歳以上	12,500	5,500	3,500	3,500
六段	69歳以下	45,100	28,600	7,000	9,500
	70歳以上	22,550	14,300	3,500	4,750
七段	69歳以下	69,900	48,400	9,250	12,250
	70歳以上	34,950	24,200	4,625	6,125
八段	69歳以下	111,000	71,500	17,750	21,750
	70歳以上	55,500	35,750	8,875	10,875
鍊士	69歳以下	63,300	36,300	10,500	16,500
	70歳以上	31,650	18,150	5,250	8,250
教士	69歳以下	84,200	57,200	10,500	16,500
	70歳以上	42,100	28,600	5,250	8,250
範士	69歳以下	145,000	110,000	14,500	20,500
	70歳以上	72,500	55,000	7,250	10,250

旧					
段位 称号	年齢 基準	本人 支出額	内 訳		支部 交付金
			全剣連	県剣連	
初段	69歳以下	7,300	2,300	2,500	2,500
	70歳以上	3,650	1,150	1,250	1,250
二段	69歳以下	9,000	3,000	3,000	3,000
	70歳以上	4,500	1,500	1,500	1,500
三段	69歳以下	11,000	4,500	3,250	3,250
	70歳以上	5,500	2,250	1,625	1,625
四段	69歳以下	17,000	6,000	5,500	5,500
	70歳以上	8,500	3,000	2,750	2,750
五段	69歳以下	23,000	9,000	7,000	7,000
	70歳以上	11,500	4,500	3,500	3,500
六段	69歳以下	39,000	22,500	7,000	9,500
	70歳以上	19,500	11,250	3,500	4,750
七段	69歳以下	59,000	37,500	9,250	12,250
	70歳以上	29,500	18,750	4,625	6,125
八段	69歳以下	92,000	52,500	17,750	21,750
	70歳以上	46,000	26,250	8,875	10,875
鍊士	69歳以下	57,000	30,000	10,500	16,500
	70歳以上	28,500	15,000	5,250	8,250
教士	69歳以下	72,000	45,000	10,500	16,500
	70歳以上	36,000	22,500	5,250	8,250
範士	69歳以下	110,000	75,000	14,500	20,500
	70歳以上	55,000	37,500	7,250	10,250

比較増減（新-旧）		
段位 称号	年齢 基準	本人 支出額
初段	69歳以下	230
	70歳以上	115
二段	69歳以下	300
	70歳以上	150
三段	69歳以下	450
	70歳以上	225
四段	69歳以下	1,700
	70歳以上	850
五段	69歳以下	2,000
	70歳以上	1,000
六段	69歳以下	6,100
	70歳以上	3,050
七段	69歳以下	10,900
	70歳以上	5,450
八段	69歳以下	19,000
	70歳以上	9,500
鍊士	69歳以下	6,300
	70歳以上	3,150
教士	69歳以下	12,200
	70歳以上	6,100
範士	69歳以下	35,000
	70歳以上	17,500